税・経営・生活関連情報誌

甲府法人会たより

秋景色
「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

平成30年8月
第139号

題字 芦澤会長

法人会 消費税期限内納付 推進運動

主な内容

巻頭役員寄稿
甲府税務署長 着任のごあいさつ
第13回 法人会全国女性フォーラム山梨大会開催
平成31年度 税制改正に関するアンケート調査
社会貢献活動
法律相談Q＆A
税務相談Q＆A

URL.http://www.kofu-hojinkai.jp　E-mail.info@kofu-hojinkai.jp

巻頭役員寄稿

青年部会員の増強と租税教育活動

公益社団法人甲府法人会　青年部会
部会長　**相原　紀幸**

青年部会長の相原です。甲府法人会青年部会は、税や経営の知識の向上を図るとともに、会員相互の情報交換と親睦を図ることを目的としております。さらに近年は地域社会に貢献する活動にも力を入れています。

設立して30年を越え、多くの先輩方が築かれた歴史ある青年部会を後輩たちに引き継ぐため、今取り組まなければならない喫緊の課題が2つあると考えています。

ひとつは、「部会員の増強」です。現在、部会員は50名です。設立当初は１５０名という記録があるとのことです。３分の１まで減少しています。当青年部会は55歳で卒業による退会となりますので、必ず退会の時期を迎えることになります。さらに年齢構成を見ますと45歳以上の部会員が大半を占めますので、毎年コンスタントに新しい部会員を獲得しなければ、減少する一方です。

この課題を乗り越えるため、青年部会全体で部会員の獲得に取り組みます。

もうひとつは、「租税教育活動」の充実です。現在、青年部会が取り組んでいる租税教育活動として、小学校における「税金教室」があげられます。一人でも多くの部会員が「税金教室」の講師を担当できるようにしたいと考えています。毎年、甲府税務署が「租税教育講師養成研修会」を開催しています。青年部会からも毎年出席しており、これまで10名が受講しています。実際に「税金教室」の講師を担当した先輩や女性部会の方からは、納税者であり、公共サービスの提供を受ける受益者の立場でもある経営者が「税金教室」の講師を務めることで、自ら税金の大切さや、税金が普段の生活の中でどのように役立っているのかを学び直す機会となり、とても充実した教室だと聞いております。青年部会もこのやりがいのある事業に積極的に参加しなければならないと考えています。

一方で毎年、持ち回りで開催されている「法人会全国青年の集い」という法人会青年部会の全国大会があり、その大会の中で各地域の青年部会が取り組んでいる特色ある租税教育活動を発表する場面があります。３年後の「法人会全国青年の集い（佐賀大会）」において、東京国税局管内（東京・神奈川・千葉・山梨）の代表として、甲府法人会青年部会の租税教育活動を発表することになっています。何を発表するのかと考える中で、前述した小学校での「税金教室」は、全国の多くの青年部会が実施していることなので、特色ある「租税教育活動」とは言えません。また「少年野球・税金教室」の中において実施している税金クイズについても、事業自体が社会貢献活動の要素が強い活動です。そこで新たな「租税教育活動」を創設することを考えています。甲府法人会青年部会員の英知を結集して、今年度は全国の様々な事例を勉強し、我々甲府法人会青年部会の地域に根差した特色ある青写真をつくり、次年度以降に具体化していきたいと考えています。ちなみに、全国法人会総連合が推奨している「租税教育活動」は、〝子供たちが税の使い道について考える機会を提供する要素を加えることなどにより、質的な向上を目指す。〟とあります。

この新たな事業の創設をチャンスと捉え、活動及び議論する部会員をさらに増強し、地域に根差して長く続けられる「租税教育活動」を実施できるよう努力していきたいと考えています。

最後になりますが、今回取り上げました青年部会員の増強につきまして、改めて親会の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。現役の青年社長や今後事業を引き継ぐ後継者の方々をご紹介いただきたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（有限会社相原商事　代表取締役社長）

第8回定時総会を開催

五月十八日、第八回定時総会をアピオ甲府において開催しました。山梨県総合県税事務所の渡邊課税・管理部長、甲府税務署の杉田署長をはじめ多数のご来賓の方々のご臨席をいただき、会員企業約百五十社が出席しました。

芦澤会長の挨拶の後、理事会の審議を経て上程された平成二十九年度決算報告が満場一致にて承認され、平成二十九年度事業報告、平成三十年度事業計画及び収支予算について報告しました。

総会終了後には、法人会の各種活動に永年ご尽力いただいた役員に対する表彰式を行いました。その後、懇親会を開催し、会員相互の親睦交流や情報交換を図り、有意義な懇親会となりました。

また、全会員参加型の社会貢献活動の一環として、平成二十年から継続している善意のタオルと石けん、使用済切手等の持参を呼びかけたところ、たくさんのご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

挨拶する芦澤会長

定時総会

甲府法人会功労者表彰受彰者

井口　和則　理事
石井　猛雄　理事

源泉部会講習会がスタート

平成三十年度の源泉部会講習会は、甲府・韮崎両会場あわせて約百名の参加申し込みがあり、六月二十一日の甲府会場、二十二日の韮崎会場においてそれぞれ開講式と第一回目の講習を行い、来年一月までの全六回の講座がスタートしました。

講師は昨年に続き甲府税務署源泉所得税担当の牧島上席調査官に務めていただきました。

講習内容は、源泉徴収事務の基礎的事項を中心に学ぶ初級講座と事例問題を中心とした上級講座に分けて行います。

初級講座、上級講座ともに全六回に出席された方には修了証書と修了記念品を贈呈することとなっており、毎年多くの方々が修了しています。

本講習会は会員企業のほか、当会のホームページにご案内を掲載するなど広く一般の方々にも参加を呼びかけています。また研修内容により、受講したい内容の日だけのご参加も可能です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

『女子力パワーアップセミナー』（山梨県連主催）がスタート

山梨県法人会連合会では、労働力人口が減少する中、政府や山梨県が推進している「女性が輝く社会の実現」、「女性の活躍促進」に貢献し、企業内の女性社員の意欲及び能力向上を目指して、「女子力パワーアップセミナー」を毎年開催しています。

七月十二日、今年度第一回目のセミナーが甲府法人会館において開催されました。

当日は新人・若手社員向けのセミナーが行われ、県内各地の法人会会員企業から十五名の女子社員が参加し、講師は山梨中銀経営コンサルティング株式会社の西川美紀さんが務めました。

セミナーは接遇マナーに始まり、顧客の満足度を高めるための具体的な方法などについて、実例などを参考にして進められました。またグループに分かれて様々なテーマに沿った活発なディスカッションもあり、充実したセミナーとなりました。

引き続き、中堅社員向け、管理職向けのセミナーを開催する予定です。

（開催予定等は二十二ページに掲載）

着任のごあいさつ

甲府税務署長　松谷（まつや）　誠（まこと）

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で、甲府税務署長を拝命し、税務大学校東京研修所所長から参りました松谷でございます。前任の杉田署長同様、よろしくお願い申し上げます。

芦澤会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から法人会の事業活動を通じまして、円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会は、会員数約三千三百社という大きな組織であり、その組織力を生かし、「税のオピニオンリーダー」として税務研修会の開催や租税教育の推進をはじめ、「企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック」の活用を呼びかけるなど、各種の事業を展開されており、私ども税務行政に携わる者といたしまして、大変心強い思いであります。

また、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、福祉施設の慰問をはじめ、近年は「やまなし出会いサポートセンター」事業を受託し着実に実績を積み重ねられていると伺っております。これらは長年にわたり、甲府法人会の皆様が各種の事業に取り組んでこられた輝かしい歴史と伝統に支えられたものであり、心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、甲府法人会の皆様と長年培ってきた協調関係を基調としまして、各種の説明会・研修会へ職員を講師として派遣するなど、法人会活動の一助となるよう、できる限りの支援をさせていただく所存でございます。

さて、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、私どもはこの使命を果たすために様々な取り組みを行っております。

特に、納税環境の整備につきましては、平成三十年度の税制改正により、大法人について法人税・消費税の申告書・添付書類のｅ－Ｔａｘによる提出が義務付けられたことに伴い、提出情報のスリム化や認証手続の簡便化など、利便性向上のための施策が実施されます。

また、平成三十一年十月の消費税率の引上げにあわせ実施される軽減税率制度が導入されます。制度の円滑な実施に向け、制度の周知・広報に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

甲府法人会の皆様には、従前よりｅ－Ｔａｘの利用促進や各種の税務研修などを通して多大なる御支援を賜っているところですが、なお一層のお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

税務署異動状況

（平成30年7月10日）

官職	旧メンバー		新メンバー	
	氏名	転任先	氏名	前任署等
署長	杉田　節	ご勇退	松谷　誠	税務大学校東京研修所所長
法人担当副署長	須藤　篤志	（留任）	須藤　篤志	（留任）
法人１統括官	藤間　将郎	板橋署　法人１統括官	永島　英一	新宿署　特別調査情報官
法人２統括官	佐々木聖男	（留任）	佐々木聖男	（留任）
法人審理担当	齊藤　一朗	（留任）	齊藤　一朗	（留任）
源泉審理担当	牧島　典子	（留任）	牧島　典子	（留任）

社会貢献活動

会員から寄せられたタオル等の品々を寄贈

平成20年から継続実施

八月三日、甲府法人会と山梨県法人会連合会は、甲府法人会館において、定時総会の出席者などから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの善意の品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈式では、社会貢献担当の髙野孫左ヱ門副会長から山梨県障害福祉課の小澤課長、山梨県社会福祉協議会の茂手木常務理事に、それぞれタオル等をお渡しました。善意の品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県下の福祉施設などに贈られます。

山梨県障害福祉課への寄贈

山梨県社会福祉協議会への寄贈

富士山クリーン作戦に参加

八月四日、富士山をきれいにする会が主催する「富士山クリーン作戦」に、甲府法人会から芦澤会長をはじめ本会役員、女性部会員および会員企業の社員など四十一名が参加しました。

国内外からの多くの登山客や観光客などで賑わうなか、五合目ロータリー周辺と登山道入り口の清掃活動や、ゴミの持ち帰りの啓発用ポケットティッシュの配布などを行いました。この清掃活動への参加は女性部会を中心に平成八年から続いており、今回で二十二回目となりました。

清掃活動に参加した皆様

山梨県連主催「ミニバスケットボール・税金教室」に協力

七月八日、山梨県連主催の「ミニバスケットボール・税金教室」が、山梨県内のミニバスケットボール七チーム八十名の小学生の参加により、甲斐市敷島体育館において開催されました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として行う活動であり、山梨県連傘下の四法人会青年部会員が当日の運営に協力し、甲府法人会からも青年部会員が参加協力しました。

最初に税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』が行われ、税に関心をもっていただくための問題が出題され、子供達は楽しく学んでいました。

バスケットボールの指導においては、山梨クィーンビーズの全選手に講師を担当していただき、技術指導のほか山梨クィーンビーズの選手と子供達の混成チームによるゲームなども行われました。

子供達は憧れの選手と触れ合うなど、楽しんでプレーしていました。

また閉会式では『税金クイズ』の成績が優秀だった小学生に対して山梨クィーンビーズのグッズがプレゼントされました。

山梨クィーンビーズの指導

税金クイズに挑戦

第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会開催

大会概要

四月十二日（木）、甲府市のアイメッセ山梨において「第十三回法人会全国女性フォーラム山梨大会」が開催され、山梨県法人会連合会と山梨県法人会連合会女性部会連絡協議会は大会の主管として参画しました。

当日は、桜や桃の花が終わり、ハナミズキの花へといつもより早く春が進む中、天候にも恵まれ、全国からの女性部会員1，600名、来賓、山梨県連を合わせると1，900名の参加者となりました。会場入口には、大会のキャッチフレーズである「輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～」にふさわしい「新倉山浅間公園からの富士山」の大パネルを設置し、全国からの参加者を迎えました。

屋外では物産展も並行して開催し、山梨の名産品、土産を揃えた二十八のブースを用意しました。日本一の山梨の水を堪能していただくために、ミネラルウォーター協議会の協力を得て、色々な水も会場に用意しました。出展者からは、大会が始まる前や休憩時間を見計らって買い求めにくる女性パワーに圧倒されたとの声が聞かれました。

また、会場の展示コーナーには「税に関する絵はがきコンクール」の作品が展示され、全法連女連協会長賞十二点を始めとして全国から寄せられた四百点を超える作品は壮観なものでした。

大会は、大月法人会の女性部会のコーラスで参加者を会場にお迎えし、始まりました。

第一部の記念講演では、都留市出身の元ＮＨＫのアナウンサー国井雅比古氏に『小さな旅と私～人との出会いと発見～』と題して講演を行っていただきました。永年担当したＮＨＫの番組「小さな旅」で各地を訪れて感じた日本の美しさやそこに暮らす人々との出会いのエピソードや、女性の力強さについてもユーモアを交えて話していただきました。

記念講演の講師　国井雅比古氏

第二部の大会式典は、山梨県連女連協の神宮司昭子会長による歓迎の挨拶に続き、主催者である全法連女連協の若松恵美子会長、全法連の小林栄三会長の挨拶、来賓を代表して藤井健志国税庁次長兼長官心得（現長官）、後藤斎山梨県知事、樋口雄一甲府市長から祝辞をいただきました。その後、山梨県内女性部会による社会貢献活動や租税教育の様子を映像で紹介し、大会宣言の朗読、最後に神宮司会長から次回

大会式典

全法連　小林栄三会長の挨拶

全法連女連協
若松恵美子会長の挨拶

歓迎の挨拶をする山梨県連女連協
神宮司昭子会長

開催地である富山県連に大会旗の伝達が行われました。

大会終了後、県内女性部会の活動紹介に対して「地域に密着したユニークな取組みが素晴らしいので参考にしたい」との問い合わせがたくさん寄せられました。

式典終了後、第三部の懇親会に移り、山梨県連の芦澤敏久会長による開宴の挨拶に続き、藤田博一東京国税局長の乾杯でスタートしました。アトラクションでは勇壮な「紅富士太鼓」、華やかな「風林火山甲陽戦国隊」にパフォーマンスを披露していただきました。鳥もつ隊にも協力いただくなど地元の食材にこだわった料理、山梨のワイン、日本酒、焼酎、ウィスキーでもてなしました。ワイン、日本酒はそれぞれの組合にご協力いただき、たくさんの銘柄を揃え、各テーブルで違う銘柄を振る舞うことができました。おかげさまで用意した料理、アルコール類は、きれいに無くなりました。

次回は、平成三十一年四月二十五日（木）に富山県での開催が予定されています。

懇親会で開宴の挨拶をする
山梨県連　芦澤敏久会長

大会を振り返って

女連協では開催地が山梨に決定した三年前から準備をすすめてきましたが、特に次回開催県として参加した鹿児島大会以降は、青年部会も含めて実行委員会を開き、甲府、大月、山梨、鰍沢の単位法人会ごとに役割を分担して大会に備えました。

大会当日は、甲府法人会には講演会・式典の運営、大月法人会には懇親会・アトラクションの運営、山梨法人会には受付・クローク対応、鰍沢法人会には参加者の写真撮影・マスコミ対応、青年部会には駐車場対応、甲府駅前での参加者の誘導、鳥もつ隊の手伝いにと動き回っていただきました。

懇親会の時には、できる限りの女性部会員に会場へ集結していただき、各テーブルでのおもてなしなど、一人二役以上の役割を担っていただきました。参加者からは、女性部会員のおもてなし、青年部会員の介添え、具合の悪くなった方への対応、懇親会の料理など、お褒めやお礼の言葉をたくさん頂きました。女性部会、青年部会の皆さま本当にご苦労様でした。

最後に山梨県を始めとして、自治体、各種団体、法人会員の皆さまのご協力にあらためて感謝申し上げます。ありがとうございました。

大会旗の伝達

懇親会

会場入口で記念撮影をする参加者

大人気だった山梨のミネラルウォーター

大盛況の物産展

平成31年度 税制改正に関するアンケート調査結果

（平成30年4月実施）
対象件数　3，277社
回答数　344社
回答率　10・5％

甲府法人会では、本年4月に「平成31年度税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は344社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「平成31年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきました。ご協力誠にありがとうございました。

Q1 法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、29.97％（平成30年度は29.74％：資本金1億円超の企業の場合の計算）まで引き下げられましたが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25％、アジア主要10カ国の平均は約22％となっています。またアメリカでは、これまで約41％であった法人実効税率が約28％に引き下げられました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
④ わからない
⑤ その他

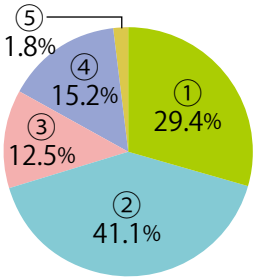

合計	⑤	④	③	②	①
343	6	52	43	141	101

Q2 法人関係／中小企業の設備投資

平成30年度税制改正では、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、中小企業が行う一定の設備投資について、固定資産税（償却資産）の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内（市町村条例で定める割合）とする特例措置が創設されます。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

① 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資をする予定である
② 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資を検討したい
③ 設備投資はしない予定である
④ わからない
⑤ その他

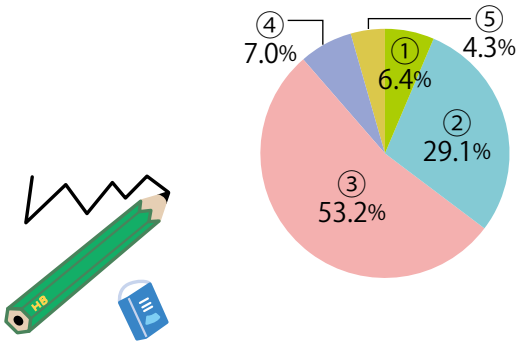

合計	⑤	④	③	②	①
344	15	24	183	100	22

Q3 法人関係／中小企業の賃上げ

デフレ脱却と経済再生に向け、持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、平成30年度税制改正では所得拡大促進税制が見直され、一定以上の賃上げ等を行った場合に、給与等支給増加額の一定割合を税額控除できる措置が講じられます。あなたの会社では今年の賃上げ等（定期昇給・ボーナスを含む）についてどう対応しますか。

① 税制が見直されたことも踏まえ、賃上げ等をする予定である
② 税制が見直されたことも踏まえ、賃上げ等を検討したい
③ 賃上げ等は困難である
④ その他

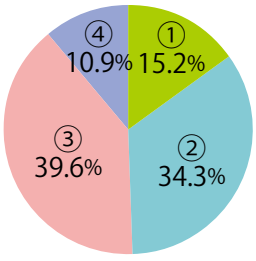

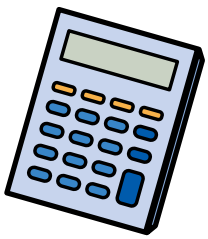

合計	④	③	②	①
341	37	135	117	52

Q4 事業承継／事業承継の時期

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっています。あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。

①5年以内
②6～10年以内
③10年以上先
④すでに事業承継を終えた
⑤事業を承継しない
⑥その他

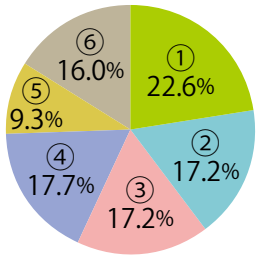

合計	⑥	⑤	④	③	②	①
344	55	32	61	59	59	78

Q5 事業承継／事業承継税制

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充（次頁参照）が行われます。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどう考えますか。

①今回の改正により円滑な事業承継が期待できると思う
②納税猶予制度を利用した事業承継は難しいと思う
③わからない
④その他

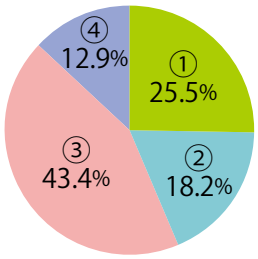

合計	④	③	②	①
341	44	148	62	87

Q6 消費税／軽減税率制度

2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

①レジスターなど新たな設備投資
②ソフトウェアの変更や新規購入
③事務負担の増加による人件費の負担増
④軽減税率についての社員教育
⑤繁雑な経理処理
⑥適正な価格表示
⑦特に問題はない
⑧その他

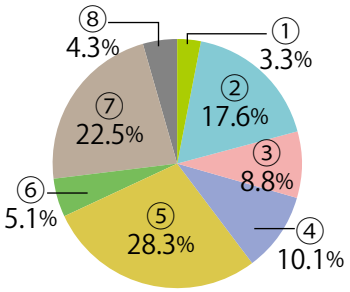

合計	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
512	22	115	26	145	52	45	90	17

Q7 消費税／軽減税率対策補助金

政府は、中小企業・小規模事業者の軽減税率実施への対応を円滑に進めるため、2019年9月30日までに補助事業を完了することを期限として軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入、受発注システム改修にかかる費用の一部を補助する制度）の申請受付を行っています。あなたの会社では、当該補助金を利用したレジの導入、受発注システムの改修などを行いましたか。

①すでに補助金を利用して対応した
②これから補助金を利用して対応する予定である
③補助金を利用しないで対応する（した）
④複数税率に対応したレジの導入やシステム改修は必要ない
⑤その他

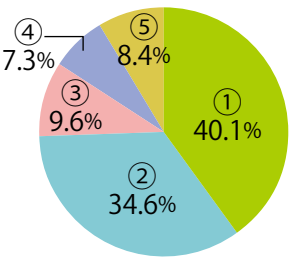

合計	⑤	④	③	②	①
344	29	25	33	119	138

Q8 消費税／価格転嫁

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定です。あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。

①全額転嫁できる
②大部分は転嫁できる
③一部しか転嫁できない
④全く転嫁できない
⑤その他

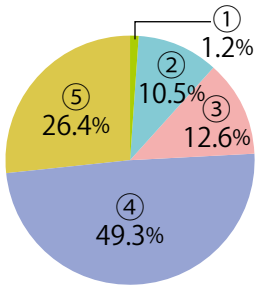

合計	⑤	④	③	②	①
341	90	168	43	36	4

Q9 個人所得課税／給与所得控除

平成30年度税制改正では所得税改革として、給与所得控除及び公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、基礎控除が一律10万円引き上げられます。また、年収850万円超の給与所得者は、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。今回、一定額以上の給与所得者の負担が増えることについてどう考えますか。

① 一定額以上の給与所得者が負担増となるのは仕方がない
② 一定額以上の給与所得者ばかりに負担を求めるべきではない
③ わからない
④ その他

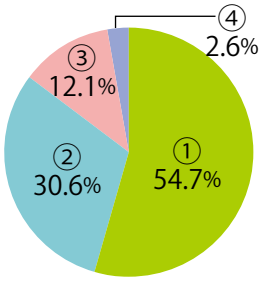

合計	④	③	②	①
340	9	41	104	186

Q10 個人所得課税／公的年金等控除

今般の所得税改革では、公的年金等の収入が年1,000万円を超える場合の公的年金等控除に上限が設けられるとともに、公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられる措置が講じられます。今後も、公的年金等控除などの縮小が検討されることになっていますが、高齢者の負担についてどう考えますか。

① 一定の所得がある高齢者に負担を求めるのは仕方がない
② 高齢者の負担はこれ以上増やすべきでない
③ わからない
④ その他

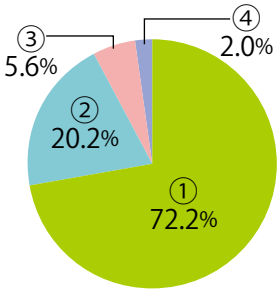

合計	④	③	②	①
342	7	19	69	247

Q11 地方財源／森林環境税

平成30年度税制改正大綱では、市町村が実施する森林整備等（間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進等）に必要な財源に充てるため、「森林環境税（仮称）」の創設が明記されています。本制度は、現在、復興財源確保のため個人住民税均等割に年1千円が上乗せされていますが、その徴収が終了した後の平成36年度から使途を変更する形で導入されます。本制度の創設についてどう考えますか。

① 地球温暖化防止などの観点から評価できる
② 地方で既に導入されている同じ目的の税との調整等、多くの問題があり、評価できない
③ わからない
④ その他

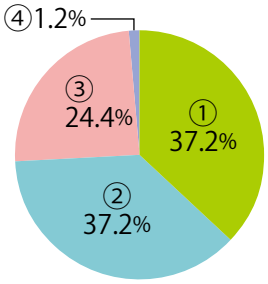

合計	④	③	②	①
344	4	84	128	128

Q12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立・自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より5つ以内で選んで下さい。

① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
② 地方税財源の充実
③ 道州制の検討など広域行政による効率化
④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
⑦ その他

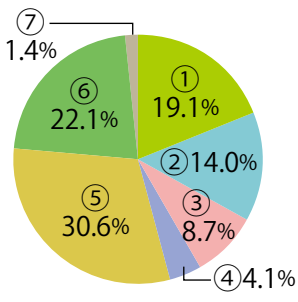

合計	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
634	9	140	194	26	55	89	121

税制委員会

平成31年度の税制改正に関する提言を決める

5月29日、税制委員会を開催し、前ページまで記載の「平成31年度税制改正に関するアンケート調査」の回答と意見をもとに審議を行い、次の提言内容を決定して山梨県法人会連合会に提案した。

公益社団法人甲府法人会
平成31年度税制改正に関する提言

甲府法人会はこれまで我が国の経済再生と財政健全化に向けて歳入・歳出の一体的改革を強く要望してきた。政府は国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化について、２００６年に掲げた「11年度の黒字化」はリーマンショック後の財政拡張で断念。２０１０年には「20年度黒字化」を再設定し国際公約としたが達成が難しいため、２０１９年度以降の財政健全化計画で目標達成時期を5年先送りする検討に入った。このため30年度の税制改正は、日本経済の抱える構造問題に踏み込みが足りない改正となった。

少子・高齢化が進むなかで、財政・社会保障の構造改革は急務であり、税制も一体で骨太な議論に取り組まなければならない。

当会では本年も会員を対象に「税制改正に関するアンケート調査」を実施した。会員企業の要望を踏まえ、経済再生に活力を与える税制の実現を要望する。

法人税関係

1. 法人実効税率のあり方について

平成28年度改正で29・97％、平成30年度は29・74％まで引き下げられたが、ＯＥＣＤ加盟国の実効税率の平均は約25％、アジア主要国の平均は約22％となっている。

またアメリカではこれまで約41％が約28％に引き下げられた。日本企業の国際競争力を高め、外国企業の日本進出も後押しするために実効税率25％を目指すべきである。

2. 中小企業の軽減税率について

現行の中小法人の軽減税率の特例（所得金額年８００万円以下の税率15％）は平成29年度改正で適用期限が2年延長されたが、中小法人活性化のためにこの時限措置を本則化とし、昭和56年以来８００万円以下に据え置かれている適用所得金額を1，６００万円程度に引き上げること。

3. 中小企業支援税制について

中小企業支援税制については、平成29年度税制改正で地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されるなど中小企業への支援が強化されているが、期間が限定されている。中小企業投資促進税制や中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化すべきであり、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」も含めることを要望する。

4. 土地とともに取得した建物の取り壊し費用の取り扱いについて

法人が建物等の存する土地（借地権を含む）を建物等とともに取得した場合または自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取り壊しに要した費用は当該土地の取得価額に算入するとなっている。このため、空き家・空きビルが所在する地域の活性化のネックになっている。建物等の1年以内の取り壊し費用が損金計上できることにより、企業が建物等の開発に乗り出すことが予測され、地域の活性化につながると考えられることから取り壊し費用の損金算入を要望する。

5. 法人課税ベースの見直しについて

（1）受取配当金益金不算入制度について

受取配当金益金不算入制度は法人企業と個人株主の二重課税排除のために設けられた制度であるが、現在の日本における上場企業の個人株主の持株比率は20％程度に対し、80％近くが法人株主となっており、二重課税排除を適用する根拠は失われているに等しい。財政健全化を図る観点から受取配当金は課税対象に改めるべきである。

（2）租税特別措置法の見直しについて

租税特別措置法についても、受取配当金益金不算入制度同様に殆ど大企業が利用している。一方、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないため、法定税率に近い税率が当てはめられていて税負担の歪みが生じている。各措置の利用状況等を踏まえ、必要性や政策効果を見極めた上で廃止を含め根本的な見直しを行うべきである。

所得税関係

1．年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、平成23年度に廃止された。しかし平成24年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

2．源泉所得税の納付期限について

我が国の取引きの決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

3．勤務地が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得税の計算方法について

昨今、国内企業から海外勤務の従業員が増加している現状にかんがみ、海外勤務が一定の日数以上に達した従業員の税額精算は、複雑であり簡素化の検討を要望する。

消費税関係

法人会は消費税増税について、軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多いため、税率10％までは単一税率を要望してきた。平成28年度税制改正で消費税率引き上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に軽減税率の導入が決定され、実施時期が平成31年10月に延期となったが、複数税率の導入は再度反対する。消費税制度は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている制度であり、益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止することが必要である。また、逆進性に対する低所得者への対策は簡素な給付措置で対応することが望ましい。

事業承継税関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながると考える。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすること。

贈与税関係

1．相続税の課税のあり方について

平成25年の税制改正により、平成27年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、平成27年度の相続の課税対象割合は平成26年度比2倍の8・0％になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2．贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化ともなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

地方税関係

1．外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大

の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保するために赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど軽減の方向で見直すべきである。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止または縮減をすべきである。

4. 事業所税の廃止について

事業所税は人口30万人以上の都市で課税されているが、固定資産税が課税された上での課税で二重課税となっているため廃止すべきである。

5. ふるさと納税制度について

個人版ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度は、自分のふるさとに限らず、応援したい都道府県・市町村に寄附することにより、地域間の財政力格差の是正と地域の活性化を図るために設けられた制度であるが、自治体が寄附を募ろうとするあまり、返礼品をめぐる過剰な競争になっている。総務省が自治体間の返礼品競争の改善に向けて、寄付額の3割以下に引き下げを求める通知を発出したが、拘束力はない。制度本来の目的に則して返礼品に規制を設けるなど見直すべきである。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

2. 社会保障制度のあり方について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、財源を消費税に頼るも限界が見えている。課題は給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時に公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、現役世代に過度に依存することのない抜本的な改革が必要と考える。

3. 行政改革の徹底について

社会保障の安定財源確保と財政健全化を目的とした消費税増税が先送りされて平成31年10月実施となったが、その前に国や地方において自ら身を削る行政改革がそのまま放置されている。行政改革の徹底を要望する。

具体的には、人口の減少など社会環境の変化に合わせて、地方議員も含めすべての議員定数及び議員報酬、政党助成金の一層の削減を求めるものである。また、公務員の人員及び人件費適正化など行政のスリム化を図るべきである。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、データの漏洩やシステムの管理等徹底したセキュリティ対策を行うこと。

5. 租税教育について

租税教育は、国民に必要な生涯教育の一つであることから、その対象者を小中高生はもとより大学生や新入社員にまで拡充させることも必要と考える。

法律相談

遺産分割と預貯金の帰属についての判例の変更

古屋法律会計事務所
弁護士　古屋　俊仁

Q

「甲は、平成30年5月10日死亡した。甲の相続人は長男Aと長女Bである。甲の遺産は①不動産5000万円と預貯金5000万円である。甲は生前長女Bに自宅建築資金として6000万円を贈与していた。長男Aは、長女Bは生前甲から6000万円の贈与を受けているので、遺産は全て自分が取得することになると考えて、その旨の遺産分割協議をするつもりでいたところ、長女Bは不動産は長男Aの取得でよいが、預貯金5000万円の2分の1である2500万円は長女Bのものであると主張している。どうなるのだろうか。」

A

1，遺産のうち預貯金はどのように扱われるのだろうか。相続が開始すると遺言がない限り、遺産は遺産分割協議が成立するまでの間、相続人間の共有になる。そしてその共有割合は相続分であるとされている。遺言でその帰属が指定されていれば、それにしたがって帰属することになるが、遺言でその指定がない場合、遺産は遺産分割協議により、また、その協議が成立しない場合、家庭裁判所の審判によって遺産の帰属が決定する。預貯金も他の遺産と同様にこの手続で帰属が決定するのか、それともそれと異なるのか。なぜそのようなことが問題となるのか。それはこういうことである。民法427条は「数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者は又は債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。」と規定している。そのため、預貯金は不動産や有価証券などの遺産と異なり、この規定により、相続開始と同時に各相続人に相続分の割合で分割帰属することになってしまいそうである。これがこの問題の所在である。

2，この問題に関して最高裁は、遺産である損害賠償請求権について、遺産分割協議の成立を待たず、相続開始と同時に相続人に相続分に応じて分割帰属すると、昭和29年4月5日判示し、それ以来、預貯金についても同じであるとしてそのように取り扱われてきたところ、最高裁平成16年4月20日判決は「相続財産中に可分債権（分割することができ分割しても性質を変えないもの、金銭債権がその典型とされている）があるときは、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され、各相続人の単独分割債権となる。」とし、預貯金はこの可分債権に該当するので相続分に応じた相続人の各単独債権となると判示した。この判決の意味するところは預貯金については、遺産分割を待たずその帰属が決まるので、預貯金は遺産分割の対象とならないということである。

そうすると、甲の遺産のうち預貯金は相続開始と同時に長男Aと長女Bは預貯金5000万円の2分の1の2500万円をそれぞれ取得し、遺産分割の対象となる遺産は不動産500万円のみとなる。遺産分割は、遺産分割の対象となる遺産に遺言で取得した財産及び生前の贈与等の特別受益を加算しこれを法定相続分で按分しその金

額から遺言で取得した財産及び生前贈与等の特別受益の額を控除した額が遺産分割の際の取得分となる。これを具体的相続分といい、遺産分割の際の取得割合となる。長女Bは生前甲から6000万円の贈与を受けているので具体的相続分はマイナスとなるため、不動産5000万円は全て長男Aが取得することになる。その結果、長男Aが取得する遺産は、不動産500万円と預貯金の2分の1の2500万円の合計3000万円であり、長女Bは預貯金の2分の1の2500万円と既に取得している生前贈与の6000万円の合計8500万円を取得することになる。

前記の判例に基づきこのように取り扱われてきた。しかし、これでは不公平感はぬぐえない。

3，この問題について最高裁平成28年12月19日は次のように、従来の判例を変更し、「共同相続された普通預金債権、定期預金債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると解するのが相当である。」と判示した。そうすると、この判例にしたがって本件の遺産分割をすると次のようになる。

不動産500万円＋預貯金5000万円＋生前贈与6000万円＝1億1500万円の2分の1は5750万円である。長男Aは不動産500万円と預貯金5000万円を全て取得しても5750万円以下であるから、長男Aは不動産500万円及び預貯金5000万円の合計5500万円を取得し、長女Bは生前贈与の6000万円があるので、今回の遺産すなわち不動産500万円及び預貯金5000万円については権利を主張できないこととなる。

4，この判例変更は以後の遺産分割に極めて大きな影響を及ぼすものであるので、紹介することとしました。

税務相談

小規模宅地等の特例の改正について

東京地方税理士会甲府支部
税理士　小口　亮平

Q 賃貸不動産を立てると相続税が安くなると聞きましたがどのようなものでしょうか？

A 賃貸不動産を立てた場合に相続税の節税につながる制度は小規模宅地等の特例と貸家建付地評価による評価額の引き下げの2つです。

1 二つの特例

小規模宅地等の特例（貸付事業用宅地）について

小規模宅地等の特例は一定の条件を満たす人が土地を相続すると使える特例で、四種類あります。

対象になる宅地は次のとおりです。

（1）特定居住用宅地…故人の自宅があった土地

（2）特定事業用宅地…不動産賃貸業以外の個人事業用の建物の敷地

（3）特定同族会社事業用宅地…不動産賃貸以外の事業を営む同族会社への賃貸敷地

（4）貸付事業用宅地…賃貸アパート・マンションの敷地

そして、減額できる限度面積と減額できる割合は次のとおりです。

（1）330㎡、80％減額

（2）400㎡、80％減額

（3）400㎡、80％減額

（4）200㎡、50％減額

今回の話題に該当するのはこのうちの（4）の貸付事業用宅地となります。一定の条件を満たす人が相続すると特例が使えることになります。一定の条件を満たす人とは、

○相続税の申告期限まで不動産貸付業を引き継ぎ、経営する。

○その土地を所有している親族のことです。

2 制改正について

ところが、平成30年度税制改正により相続税の節税策である駆け込み的に賃貸用不動産の建設等を行う方法の一部が封じられることとなりました。

適用対象から「相続開始3年以内に貸付事業の用に供された宅地等」が除外されることになりました。相続が始まる直前（3年以内）に貸付を行っても相続税の節税にはならないという事です。

具体的には、

○上記（4）の貸付事業用宅地について、

○平成30年4月1日以降の相続から、

○**相続開始前3年以内に貸し付けを始めた宅地は、**

○**小規模宅地の特定の対象から除外されます。**

今後は、相続直前に賃貸アパート・マンションを購入・建築することなど、駆け込みでの相続税対策の効果が難しくなることになります。このような法改正が行われた背景としては相続直前の駆け込み的な相続税対策を防ぐことにあります。したがって、そのため、相続開始3年より前から不動産貸付業を事業的規模で行っていた場合等は従来どおり小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。すなわち、「相続開始前3年を超えて事業的規模（※）で貸付事業を行っている者が貸付事業の用に供しているものを除く。」ものとされているのです。ということは、3年を超えて「事業的規模」で貸し付けていれば、3年以内に貸し付けを始めた宅地も、小規模宅地等の特例が適用できることになります。

（※）事業的規模とは

不動産の貸付けが事業として行われているかどうかについては、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断する。

ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われる（所基通26―9）。

（1）貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。

（2）独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

以上をまとめると、

①相続開始前3年を超えて事業的規模により不動産賃貸業を行ってい

る場合→相続開始前3年以内に賃貸を開始したときでも小規模宅地等の適用を受けることができる。

②相続開始前3年を超えて事業的規模により不動産賃貸業を行っていない場合→相続開始前3年を超えて賃貸を開始した宅地のみ小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。

こういうことになります。

3 改正案はいつから適用？

この改正は平成30年4月1日以後の相続について適用されます。「平成30年3月31日まで」に貸付が開始されていれば改正の影響を受けることなく小規模宅地等の特例が適用されます。

＊以上、全体につき租税特別措置法第69条の4第3項第4号（執筆時点ではまだインターネット上の各種法令参照サービスには改正内容が反映されていないようなのでご注意ください。）

4 貸家建付地評価は引き続き有効

賃貸用不動産の敷地が相続税の節税につながる制度は小規模宅地等の特例の他に貸家建付地評価による評価額の引き下げがあり、こちらは引き続き有効です。

賃貸用不動産が立っている場合、借地借家法によって建物につき借主に借家権が認められます。土地所有者の権利が制限され、更地に比べて自由に利用できないことからその分評価を減らしましょうというルールがあります。このように自分の建てた不動産を他の第三者に賃貸している場合の敷地を貸家建付地（かしやたてつけち）といいます。

貸家建付地である土地の評価は、左の計算式によって計算されます。

土地の評価額×（1－（借地権割合×借家権割合×賃貸割合））

結果として自用地の評価額の70％～80％の評価となることが多いので、節税となります。

また、借家である建物の評価は、左の計算式によって計算されます。

建物の固定資産評価額×（1－（借家権割合×賃貸割合））

※借地権割合は30％から90％の範囲で路線価図又は倍率表に定められています。

※借家権割合は基本的には全国一律30％です。

※賃貸割合は実際の入居率です。

特に建物は、実際の取得価額と相続税評価額（固定資産評価額と一致）には差額があることから、一般的には時価の7割程度といわれています。そして、借家権割合の控除があることから、合計で50％程度の評価となり、評価額の引き下げにつながるのです。

実際に計算してみましょう。

たとえば、更地で1億円の土地について、借入金1億円でマンションを取得（建築又は購入）したとします。

〈取得前の相続税評価額の合計〉

○土地：自用地1億円

○債務：借入金　0円

○相続税評価額の合計…

1億円－0円＝1億円

〈1億円を借りて時価1億円の賃貸マンションを取得した場合の相続税評価額〉

※マンションの相続税評価額（＝固定資産評価額）を建築価額の7割、借地権割合を70％、借家権割合を30％、相続開始時に満室とします。

○土地：貸家建付地：1億円×（1－0.7×0.3×1）＝7，900万円

○建物…1億円×0.7×（1－0.3）

＝4，900万円

○債務…借入金1億円

○合計…7，900万円＋4，900万円－1億円＝2，800万円

前記のように相続税評価額は、取得前は1億円、取得後は2，800万円と取得後は取得前の4分の1程度となり、賃貸不動産の取得は依然として相続税の節税につながることが分かります。

つまり、今回の相続税改正が影響するのは、小規模宅地等の特例によるさらなる減額が取りにくくなるということなのです。仮に、前記のケースで小規模宅地の特例の適用ができれば、マンション建築後の土地の評価額について最大（土地200㎡までの範囲）で7，900万円×50％＝3，950万円のさらなる減額を受けることができたことになります。

5 まとめ

今回の改正によって相続直前の駆込み的な賃貸不動産の取得による相続税対策は難しくなりましたが、依然として賃貸不動産の取得は一定の効果があります。

しかしながら、人口減少という流れの中で中長期的な不動産経営は必ずしも簡単ではありません。相続後の運営方針、出口戦略を見据えての投資が必要です。せっかく賃貸不動産を取得して相続税の軽減を図っても入居率が悪ければ家賃収入が安定せずキャッシュフローに苦しむのでは意味がありません。

単なる節税を目的とした片手間の投資ではなく「事業」として賃貸不動産の経営に臨む必要があるもの思われます。

（収入印紙のデザインが変わりました）

収入印紙については、平成３０年７月１日からデザインが次のように変更されました。
なお、改正前の収入印紙については、**引き続き使用可能**ですので、ご注意ください。

偽造防止技術

○　全ての券種
- 特殊発光インキ（可視領域では無色だが、紫外線ランプの照射で発光するインキ）及びマイクロ文字
- 着色繊維及び透かし入用紙を使用

○　２００円券
- パールインキ（見る角度でパール色の光沢模様が現れる技術）
- イメージリプル（特殊レンズを重ねると、「200」の文字が現れる技術）

○　３００円から６００円の券種（４券種）
- メタメリックインキ（専用シートを重ねると、模様が消える技術）

○　１，０００円以上の券種（１４券種）
- メタリックビュー（見る角度を変えると、複数の模様が現れる技術）

収入印紙の形式改正について

収入印紙に導入する偽造防止技術の概要

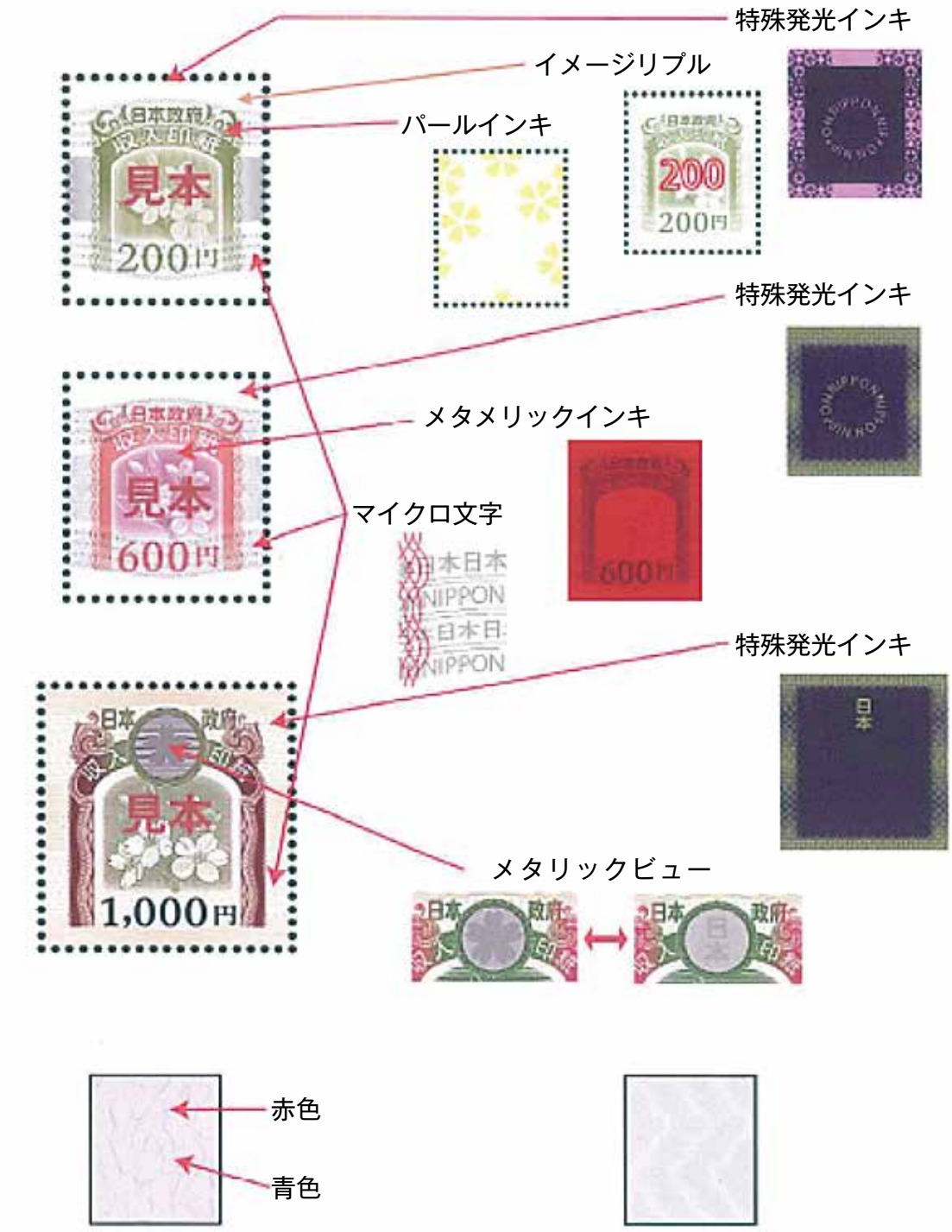

（注）刷色は、券種によりそれぞれ異なります。

地域未来投資促進法
支援制度のご案内

【山梨県】

支援を受けるためには

◆「地域未来投資促進法」に基づく事業計画の承認が必要です。
①地域の特性を活用
②高い付加価値の創出
③地域の事業者に対する相当の経済効果
がある事業を県が承認を行います。

※事業者の皆さんには「地域経済牽引事業計画」を策定し、土地取得前（自社土地の場合は建物契約前）に県の承認を受ける必要があります。

地域の特性の活用

①ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
②医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
④食品・飲料産業の集積を活用した成長ものづくり分野
⑤地域に根ざした宝飾、織物、印伝等の特産物を活かした成長ものづくり分野
⑥IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第４次産業革命関連分野
⑦IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第４次産業革命関連分野
⑧IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
⑨リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
⑩リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第４次産業革命関連分野

高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が山梨県の１事業所あたり平均付加価値額を上回ること。
〇付加価値増加分：4,045万円超

地域の事業者に対する経済効果

①取引額：　３%増加
②雇用者数：　１%増加
③売上げ：　５%増加
④雇用者給与等支給額：３%増加

主な支援策

●課税の特例（法人税・所得税）平成３１年３月３１日まで
地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資について、法人税等を減税。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	４０%	４%
建物・附属設備・構築物	２０%	２%

【要件】
①先進性を有すること。
②総投資額が２，０００万円以上であること。
③前年度の償却費の１０%を超える投資額であること。
④5年後の対象事業の売上高伸び率が、0を上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率が5%以上であること

●不動産取得税の課税免除
先進的な事業に必要な土地・家屋等の取得に対し、不動産取得税を減免。
【要件】上記課税の特例の要件＋取得価格の合計が１億円を超えること。（農林漁業関連は５千万円）

●固定資産税の課税免除
各市町村で取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

〒400-8501　山梨県甲府市丸の内1-6-1　山梨県産業労働部 企業立地・支援課
TEL:055-223-1472／FAX:055-223-1569／E-mail:sangyo-rt@pref.yamanashi.lg.jp

産業集積促進助成金のご案内《最大10億円の助成金》

【山梨県】

助成を受けるためには

1. 助成を受けるためには、事業者の皆さんは操業開始前までに「事業認定申請書」を知事へ提出し、事業認定を受ける必要があります。
2. 対象業種ごとに満たさなければならない要件があります。

●①製造業・物流業 ②情報産業の事業者に対し、建物、機械設備等の投資経費、あるいは賃借料の一部を助成する制度です。

●平成28年度より、大幅に制度を拡充しました。

	製造業等・物流業の場合	情報産業の場合
対象業種	⑴製造業 ⑵試験研究所 ⑶バイオテクノロジー利用産業 ⑷物流業	⑴情報サービス業 ⑵インターネット付随サービス業 ⑶デジタルコンテンツ制作事業者
対象要件	次の条件をすべて満たすもの ⑴県内において土地または借地権（設定期間が20年以上のものに限る）を取得して工場等を設置し、操業を開始すること ⑵投下固定資産額（土地分除く）が3億円以上であること ⑶操業から1年以内に常用雇用者が10人以上増加すること（うち5人以上を県内から新規雇用すること）	次の条件をすべて満たすもの ⑴操業から1年以内に県内から常用雇用者が5人以上増加すること ⑵新たにオフィス等を設置し、操業すること
補助率	⑴新たに土地を取得し工場等を建設する場合（取得から3年以内の操業） ⇒投下固定資産額（土地分除く）の10% ⑵自己所有地に工場等を建設し、操業する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の5% ⑶空き工場等を取得し操業する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）のうち建物5%、機械・設備10%	⑴新たにオフィス等を設置した場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の10% ⑵賃借で新たにオフィス等を設置した、又は自己資金で設置し機器を賃借で導入した場合 ⇒賃借料及び通信回線使用料の1／2（3年間）
補助対象限度額	増加従業員数 10人以上50人未満⇒3億円 50人以上100人未満⇒5億円 100人以上500人未満⇒7.5億円 500人以上⇒10億円	⑴新たにオフィス等を設置した場合 ⇒　1億円 ⑵賃借する場合 ⇒　年1,000万円 （最大3年間）

2018年4月よつびし総研に加入して

山梨県立大学
国際政策学部総合政策学科1年
石川統偉

初めまして、山梨県立大学1年の石川統偉と申します。私は南アルプス市出身で高校卒業までずっと市内で生活してきましたが、南アルプス市が直面している課題、特に若い世代の人口減少やまち全体に活気がなくなってきている現状を解決する政策を学びたいと思い、山梨県立大学国際政策学部総合政策学科に入学しました。そして、入学直後、四菱まちづくり総合研究室（よつびし総研）に加入しました。

元々私は高校生の時からパンフレットや、県立大卒業生である姉の話によってよつびし総研を知っていたのですが、新入生対象のスタートアップセミナーでの硎野代表のプレゼンテーションによってよつびし総研に魅力を感じ、加入を決めました。加入当初は新入生歓迎お茶会やバーベキューなど、もてなしていただくことが多く、運営側というより「お客さん」として参加していた印象があります。しかし、現在はよつびし総研の一員として、主体的に活動しています。例えば、甲府中心街の気になるお店を取材して記事を書き、毎週土曜日に山梨日日新聞に折り込まれるタウン紙「かわせみ」に「ビシランガイド」として掲載させていただいています。喫茶店めぐりが大好きな私としては、カフェに足を運ぶことが「ビシランガイド」の発行に繋がって、趣味と実益を兼ねることができています。また、甲府の素敵なお店を知れますし、「かわせみ」の記事を読んだよと声をかけてくださる方もいらっしゃるので、楽しみながら活動しています。

さらに、毎週開催のスタッフ会議および月一度開かれる戦略会議へ参加して「開所11周年記念イベント」や「よつびし総研プレゼンツ第12回夏祭り」を企画して、スタッフと一緒にオリオン・スクエアで開催いたしました。その際、「ビシランガイド」の取材時と同様に沢山の市民の方のお話しを伺うことができました。これまで甲府市は南アルプス市に比べるとはるかに栄えているという印象を持っていましたが、この体験を通じて甲府市も人口減少やまちの活気がなくなっているという南アルプス市と同様の問題を抱えていることを知ることができました。これも、よつびし総研の活動に携わったおかげだと本当に感謝しています。加えて、イベントには商店街の方々から多大なご協力をいただいたのですが、それはよつびし総研の足掛け12年の歴史があってのことだと実感しました。先輩の方々がこれまで築いてきた実績に恥じぬように、自分たちなりに頑張りたいと考えています。

なお、8月末には、青森で開かれる自治体学会にも参加する予定です。そこで、日頃のよつびし総研の活動内容をポスターセッションで発表し、学会運営のお手伝いをしますが、全国の自治体職員や一般の市民そして研究者の方々と意見を交わしたり、アドバイスをいただいたりなど貴重な経験ができそうで、とても楽しみにしています。

まだ加入して4ヵ月程ですが、本当に濃い、自分の学びたいことを学べる日々を過ごしています。よつびし総研と私たち自身が成長していくためにも、未熟な身ではありますが、これからも甲府中心街活性化に独自の視点で取り組んでいきたいと考えています。今後とも、ご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

夏祭り

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。(順不同・敬称略)

(平成30年4月～7月)

正会員　法人名	所在地	支部名
株式会社甲斐商会	甲府市中央	春日東支部
大武川産業株式会社	北杜市武川町	武川支部
株式会社オザワバンキン	南アルプス市沢登	櫛形支部
株式会社二ホンホウショク	甲府市宝	穴切支部
株式会社桜ゐ	中巨摩郡昭和町	昭和支部
有限会社ティー・ケー・エス	甲府市下飯田	池田・新田支部
株式会社安藤板金工業	南アルプス市西南湖	甲西支部
株式会社マルヤマ宝飾	甲府市青沼	甲府南支部
株式会社ＢＥＬＬＷＯＯＤ	南アルプス市野牛島	八田・芦安支部
株式会社ｒｅｃｏ．ＬＡＢ	韮崎市富士見	韮崎支部
株式会社インド貴石	甲府市相生	甲府南支部
社会福祉法人たくみ会	甲府市青沼	甲府南支部
株式会社広瀬基工	南アルプス市山寺	櫛形支部
株式会社蓬来軒	甲府市中央	相生支部
株式会社ワオコミュニケーションズ	甲府市丸の内	春日西支部

賛助会員　事業所名	所在地	支部名
ボディーショップ RON RON	甲斐市篠原	竜王支部
池谷　仁	甲府市上町	山城支部
塩田玉夫	南アルプス市山寺	櫛形支部
岡田美愛	甲府市朝気	東・玉諸支部
小口亮平税理士事務所	甲府市高畑	石田支部
富士工器株式会社山梨工場	北杜市明野町	明野支部
井澤　誠	甲斐市篠原	竜王支部
藤巻　崇	甲斐市篠原	竜王支部
有限会社イヌイ金属塗装工業所	韮崎市下祖母石	韮崎支部

研修会予定

○新設法人説明会
九月　七日　甲府法人会館

○決算法人説明会
九月二十六日　甲府市総合市民会館
十月二十九日　山梨県流通会館

○源泉部会講習会
(第三回)九月十二日　アピオ甲府本館
九月十三日　東京エレクトロン韮崎文化ホール
【内容】初級講座「特殊な給与・現物給与の取り扱い」
上級講座「消費税の可否判定の基本」
「消費税額計算の仕組み」
「通勤手当・旅費などや現物給与と消費税」
「区分記載請求書と適格請求書(インボイス制度)の概要と報酬料金等請求書記載と仕入控除」
(第四回)十月十一日　アピオ甲府本館
十月十六日　東京エレクトロン韮崎文化ホール
【内容】初級講座「退職所得の源泉徴収事務」
上級講座「退職所得の源泉徴収事務」

○消費税軽減税率制度説明会
十　月　三日　アピオ甲府本館
十一月　四日　アピオ甲府タワー館
【内容】「消費税軽減税率制度について」
「消費税軽減税率対策補助金について」

《山梨県法人会連合会主催》
○女子力パワーアップセミナー
(第二回)九月十一日　甲府法人会館
【内容】コミュニケーション能力・チーム力向上研修
(第三回)十月十八日　甲府法人会館
【内容】女性経営者による講演
リーダーシップ・コーチングスキル向上研修

発行所　公益社団法人甲府法人会
広報委員長　長坂　茂
甲府市中央四丁目十二番二十一号
ＴＥＬ　〇五五－二三七－七七七四
印刷所　株式会社サンニチ印刷
発行日　平成三十年八月二十二日

お知らせ

表紙の写真の募集について

甲府法人会では、『甲府法人会たより』の表表紙に使用する写真のご提供を募集いたしております。

ご提供いただける募集対象の方は甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町に所在する事業所にご勤務の方、または在住されている方とさせていただきます。

詳細につきましては　甲府法人会事務局
(電　話　055−237−7774)
(ＦＡＸ　055−237−7790)
(メールアドレス　info@kofu-hojinkai.jp)
担当職員　名執までお問合せください。
ご連絡をお待ちしております。

山梨労働局からのお知らせ

○最低工賃が改正されました

「山梨県婦人服製造業最低工賃」が、平成30年5月4日から改正されました。

婦人服製造業に関して、設定された1工程当たり1～3円の引き上げになります。

詳しくは、山梨労働局賃金室(055-225-2854)または、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検結果記入表
（ 3 月 31 日点検分）

点検担当者： 法人　太郎

項目番号	点検担当者記入欄 点検結果	代表者記入欄 改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係（資産科目）

科目等		点検項目	点検欄 9/30	3/31	／	／
現預金 小切手 受取手形	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13	現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14	預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15	受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16	補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19	入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合せ先　公益社団法人 甲府法人会
電話番号　055－237－7774
URL　http://www.kofu-hojinkai.jp